

第3回定例会議案審議結果

第3回定例会には議案28件が提出され、同意4件、不同意1件、可決15件、認定7件、不認定1件となりました。

議案番号	議案名	議案の要旨	結果
第69号	国分寺市政治倫理審査会委員の選任について	国分寺市政治倫理審査会委員の任期満了に伴い、齊藤園生氏を選任する。	賛成少数・不同意
第70号	国分寺市政治倫理審査会委員の選任について	国分寺市政治倫理審査会委員の任期満了に伴い、酒井雅弘氏を選任する。	全員賛成・同意
第71号	国分寺市政治倫理審査会委員の選任について	国分寺市政治倫理審査会委員の任期満了に伴い、佐々木隆志氏を再任する。	〃
第72号	国分寺市政治倫理審査会委員の選任について	国分寺市政治倫理審査会委員の任期満了に伴い、長野啓江を選任する。	〃
第73号	国分寺市政治倫理審査会委員の選任について	国分寺市政治倫理審査会委員の任期満了に伴い、吉野英雄氏を再任する。	〃
第74号	国分寺市営住宅条例の一部を改正する条例について	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正に伴い、文言を整理する。	全員賛成・可決
第75号	国分寺市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例について	児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める。	賛成多数・可決
第76号	国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例について	子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める。	〃
第77号	国分寺市保育の必要性の認定基準に関する条例について	子ども・子育て支援法第20条の規定による保育の必要性の設定に関する基準を定める。	〃
第78号	国分寺市保育費等徴収条例の一部を改正する条例について	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正に伴い、文言を整理する。	全員賛成・可決
第79号	国分寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例について	児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める。	賛成多数・可決
第80号	国分寺市立学童保育所条例の一部を改正する条例について	対象児童について、国分寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の最低基準との整合を図る。	〃
第81号	平成26年度国分寺市一般会計補正予算(第3号)	歳入歳出予算の総額に7億1,439万2千円を増額し、歳入歳出それぞれ393億45万9千円とする。	〃
第82号	平成26年度国分寺都市計画事業国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算の総額から1,849万2千円を減額し、歳入歳出それぞれ32億2,365万2千円とする。	〃
第83号	平成26年度国分寺市地域バス運行事業特別会計補正予算(第1号)	地域バス運行事業余剰金の確定に伴い、歳入において一般会計繰入金75万2千円を減額し、雑入75万2千円を増額する。	全員賛成・可決
第84号	平成26年度国分寺市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	歳入歳出予算の総額から691万円を減額し、歳入歳出それぞれ111億6,729万円とする。	〃
第85号	平成26年度国分寺市介護保険特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算の総額に7,636万5千円を増額し、歳入歳出それぞれ72億1,452万6千円とする。	〃
第86号	平成26年度国分寺市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算の総額に4,576万4千円を増額し、歳入歳出それぞれ25億3,268万6千円とする。	〃
第87号	平成26年度国分寺市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算の総額に7,551万3千円を増額し、歳入歳出それぞれ42億5,517万9千円とする。	〃
第88号	市道路線の廃止について	当該市道路線は、公共の用に供しておらず、将来にわたり存続する必要がないと認められるため。	〃
第89号	平成25年度国分寺市一般会計歳入歳出決算の認定について	地方自治法の規定により平成25年度決算(歳入383億4,099万2,959円、歳出370億5,793万8,551円)について議会の認定に付す。	賛成少数・不認定
第90号	平成25年度国分寺市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について	地方自治法の規定により平成25年度決算(歳入歳出3億2,842万1,605円)について議会の認定に付す。	全員賛成・認定
第91号	平成25年度国分寺市国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について	地方自治法の規定により平成25年度決算(歳入79億9,306万2,516円、歳出79億9,124万6,203円)について議会の認定に付す。	賛成多数・認定
第92号	平成25年度国分寺市地域バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について	地方自治法の規定により平成25年度決算(歳入歳出2,118万5,313円)について議会の認定に付す。	全員賛成・認定
第93号	平成25年度国分寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	地方自治法の規定により平成25年度決算(歳入106億3,797万7,875円、歳出112億116万7,847円)について議会の認定に付す。	賛成多数・認定
第94号	平成25年度国分寺市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	地方自治法の規定により平成25年度決算(歳入68億428万7,832円、歳出67億2,356万4,188円)について議会の認定に付す。	〃
第95号	平成25年度国分寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	地方自治法の規定により平成25年度決算(歳入23億5,983万7,353円、歳出23億3,202万9,451円)について議会の認定に付す。	全員賛成・認定
第96号	平成25年度国分寺市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	地方自治法の規定により平成25年度決算(歳入37億6,873万9,452円、歳出36億8,174万317円)について議会の認定に付す。	〃

第3回定例会における賛否の分かれた議案に対する議員の表決結果

議案名	議員名																								
	会派名				自民党・市民クラブ				公明党		政策市民		共産党		ネット		無会派								
	おざわ	楠井	田中	本橋	新海	尾作	村松	須崎	高橋	さの	なのお	木島	皆川	木村	及川	幸野	岡部	中山	片畑	高瀬	岩永	伊藤	釜我	甲斐	
議案第69号 国分寺市政治倫理審査会委員の選任について	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	○	×	退	○	○	○	○	○	○	○	×	○	退
議案第75号 国分寺市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例について	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
議案第76号 国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例について	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
議案第77号 国分寺市保育の必要性の認定基準に関する条例について	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
議案第79号 国分寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例について	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
議案第80号 国分寺市立学童保育所条例の一部を改正する条例について	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	退	○	○	○	○	○	○	○
議案第81号 平成26年度国分寺市一般会計補正予算(第3号)	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	×	○
議案第82号 平成26年度国分寺都市計画事業国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
議案第89号 平成25年度国分寺市一般会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○		○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×
議案第91号 平成25年度国分寺市国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
議案第93号 平成25年度国分寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×
議案第94号 平成25年度国分寺市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	退	退	退	○	○	○	○	○	○	×

・表決 (○=賛成 ×=反対 退=退席) ・会派名 (政策市民=政策市民会議国分寺、共産党=日本共産党国分寺市議団、ネット=国分寺・生活者ネットワーク)

意見書を可決

下記の意見書を可決し、関係機関に送付しました。ここでは、各意見書の要旨を掲載しており、全文についてはホームページに掲載しています。

意見書第4号 地方税財源の拡充に関する意見書
国分寺市議会は、国会及び政府に対し、憲法で保障された地方の課税自主権に基づく超過課

税の実施に関しては、あくまでも地方自治体の判断が尊重されるべきこと、また、地方税の根本原則をゆがめる地方法人特別税・地方法人特別譲与税と法人住民税の国税化を直ちに撤廃して地方税として復元し、地方が担う権限と責任に見合う地方税財源の拡充という本質的な問題に取り組むことを強く要請する。

意見書第5号 「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書
2011年8月に成立した「改正障害者基本法」

では「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。
よって、国分寺市議会は「手話言語法(仮称)」を早期に制定するよう強く求めます。